



Saitama University

お問合せ先

埼玉大学男女共同参画室(事務担当:総務部人事課教職員係)

TEL:048-858-9627(内線3181) FAX:048-858-3678

E-mail:ksyoku12@gr.saitama-u.ac.jp

Website:<http://park.saitama-u.ac.jp/~kyodo-sankaku/>

教職員のための

# 育児・介護支援 制度ガイドブック



埼玉大学男女共同参画室

発行 平成31年3月

# ワーク・ライフ・バランスのために利用できる 育児・介護支援制度（目次）

	妊娠	6週間前	出産	2週間後	8週間後	1歳	3歳	小学校就学	小3	
妊娠・出産・育児	P.04	時間外労働、休日労働の免除					女性			
	P.04	保健指導、健康診査のための職務専念義務免除					女性			
	P.04			女性						
	P.05			女性						
	P.05		産前休暇	産後休暇		女性				
	P.06		配偶者出産休暇		男性					
	P.06			育児時間休暇			女性・男性			
	P.06			育児参加休暇		男性				
	P.07			育児休業				女性・男性		
	P.07			育児部分休業				女性・男性		
	P.07			時間外労働の免除				女性・男性		
	P.08			深夜業、時間外労働の制限					女性・男性	
	P.08			早出遅出労働					女性・男性	
	P.08			子の看護休暇					女性・男性	
	P.09			育児休業給付金【雇用保険】			場合により支給	女性・男性		
	P.09			ベビーシッター派遣事業【公益社団法人全国保育サービス協会】						女性・男性
	P.10			出産費（家族出産費）【共済組合】	女性・男性					
	P.10			産前産後休暇中の共済組合掛金の免除【共済組合】		女性				
P.10			育児休業中の共済組合掛金の免除【共済組合】				女性・男性			
介護	P.11	介護休業								
	P.11	介護部分休業								
	P.12	時間外労働の免除								
	P.12	深夜業、時間外労働の制限								
	P.12	早出遅出労働								
	P.13	介護休暇								
	P.13	介護休業給付金【雇用保険】								
P.14	P.15	地域における子育て・介護に関する情報								

このガイドブックは、妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、仕事と家庭の両立を図ることができるよう、本学や地域の支援制度をご紹介しますことを目的として作成しました。ワーク・ライフ・バランスの実現のため、各種制度をぜひご活用ください。

- 勤務の免除、制限、変更等
- 特別休暇（有給）
- 休業（無給/勤務時間に応じて支給）
- 経済的支援等

## 妊娠中

### 時間外労働、休日労働の免除

女性

妊産婦(妊娠～産後1年)である女性教職員が申出た場合、時間外労働、休日労働を命じられない制度です。

提出書類 任意

時間外労働及び休日労働に関する労使協定  
附属学校園における時間外労働及び休日労働に関する労使協定

### 保健指導、健康診査のための職務専念義務免除

女性

妊産婦(妊娠～産後1年)である女性教職員が母子保健法の規定に基づく妊産婦検診や保健指導を受診するために必要な時間、労働しないことの承認が受けられる制度です。

#### 【健康診査の回数】

妊娠23週まで…………… 4週間に1回

妊娠24週から35週まで…………… 2週間に1回

妊娠36週から出産まで…………… 1週間に1回

(回数については、医師等の指示がある場合にはその指示に従ってください。)

#### 【必要な時間】

健康診査の受診時間、保健指導を直接受けている時間、医療機関等での待ち時間、医療機関等への往復時間

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請、母子健康手帳の写し、医師等の証明書等

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第6条第1項第2号

### 休息、補食のための職務専念義務免除

女性

医師等から指導を受けた妊婦である女性教職員が休息・補食に必要な時間、労働しないことの承認が受けられる制度です。

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請、母子健康手帳の写し、医師等の証明書等

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第6条第1項第3号

## 妊娠中

### 通勤緩和のための職務専念義務免除

女性

妊婦である女性教職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるときに、労働時間の始め又は終わりで労働しないことの承認が受けられる制度です。

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請、母子健康手帳の写し、医師等の証明書等

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第6条第1項第3号

## 出産期

### 産前休暇

女性

6週間(多胎妊娠の場合には14週間)以内に出産予定の女性教職員が取得できる休暇です。

【期間】 出産予定6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から出産日まで

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請、母子健康手帳の写し等

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第6号

### 産後休暇

女性

出産した教職員が取得できる休暇です。

【期間】 出産の翌日から8週間

提出書類 母子健康手帳の写し等

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第7号

## 出産期

### 配偶者出産休暇

男性

配偶者の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性教職員が取得できる休暇です。

【期間】配偶者が病院に入院等する日から出産の日後2週間を経過するまでに2日間

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第9号

### 保育時間休暇

女性・男性

生後1年未満の子を養育する教職員が、授乳や託児所等への送迎のために取得できる休暇です。

【期間】子が1歳に達するまで、1日2回それぞれ30分以内

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第8号

### 育児参加休暇

男性

配偶者の産前産後期間中に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性教職員が取得できる休暇です。

【出産に係る子の場合】出産日から出産の日後8週間を経過するまでに5日間

【小学校就学前の子の場合】出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合は14週間)前から出産の日後8週間を経過する日までに5日間

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第10号



## 育児期

### 育児休業

女性・男性

子が3歳に達するまで、その子を養育するため、一定期間休業することができる制度です。

【給与等】休業期間中は無給です。

【退職手当】休業期間は退職手当算定期間から2分の1(1歳に達するまでは3分の1)控除されます。

【給付金】要件を満たす場合は、雇用保険から「育児休業給付金」が支給されます。(詳細はP.9を参照してください。)

提出書類 育児休業申出書及び次のいずれかの書類(写しでも可)

- ① 医師又は助産師が発行する出生(産)証明書
- ② 母子健康手帳の出生届済証明書
- ③ 官公署が発行する出生届受理証明書等

提出時期 育児休業開始日から1月前まで

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第2条一第8条、第32条一第38条

### 育児部分休業

女性・男性

子が3歳に達するまで、その子を養育するため、1日のうち一部休業をすることができる制度です。

【給与等】休業している時間は無給です。

【休業時間】1日の労働時間数が5時間45分になるまで(30分単位)

提出書類 育児部分休業申出書及び育児休業と同様の書類

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第17条一第20条、第35条、第38条

### 時間外労働の免除

女性・男性

3歳に達するまでの子を養育する教職員が申出た場合、時間外労働が免除される制度です。

提出書類 時間外労働制限申出書

提出時期 免除開始日の前日まで

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第21条、第22条、第23条

## 育児期

### 深夜業、時間外労働の制限

女性・男性

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が申出た場合、①深夜(午後10時から午前5時まで)における労働、②1月24時間、1年150時間を超える時間外労働を命じられない制度です。(①は配偶者の要件があります。)

提出書類 深夜業制限申出書・時間外労働制限申出書

提出時期 制限開始の前日まで

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第21条の2-第23条、第25条-第26条

### 早出遅出労働

女性・男性

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が申出た場合、1日の労働時間数を変更することなく、始業、終業時刻を変更することができる制度です。

【始業時刻、終業時刻】午前7時30分以後、午後9時30分以前

提出書類 早出遅出労働申出書

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第28条-第30条

### 子の看護休暇

女性・男性

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職員が、子を看護(傷病の子の世話をを行うこと又は予防接種、健康診断を受けさせること)するため取得できる休暇です。

【期間】子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請  
必要に応じて医療機関の領収書等

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第11号



## 育児期

### 育児休業給付金【雇用保険】

女性・男性

1歳(一定の場合は1歳2か月、さらに一定の場合は1歳6ヶ月又は2歳)に満たない子を養育するために育児休業中の教職員で、下記の受給資格を満たす場合、雇用保険から育児休業給付金が支給される制度です。

【受給資格】育児休業開始日前2年間に、給与の支払いを受けた月が12月以上あること。  
(受給資格を満たさない場合は、共済組合員であれば共済組合から育児休業手当金が支給されます。)

【支給額】(上限額があります)

育児休業開始から180日に達するまで……休業開始時賃金日額×支給日数×67%

育児休業開始から181日以降……休業開始時賃金日額×支給日数×50%

手続き 人事課から送付される必要書類により手続きを行ってください。

### ベビーシッター派遣事業【公益社団法人全国保育サービス協会】

女性・男性

就労のためベビーシッターを利用した場合に、その料金の一部が助成される制度です。  
(公益社団法人全国保育サービス協会の実施事業)

【対象となる子】0歳から小学校3年生に達するまでの子

【割引額】1日あたり2,200円(多胎児の場合、別途規定あり。)

提出書類 割引券申込書・ベビーシッター事業者との請負契約書の写し

提出先 人事課教職員係



## 出産期・育児期

### 出産費(家族出産費)【共済組合】

女性・男性

組合員又は被扶養者である配偶者を対象に、出産に要する費用の負担軽減のため、共済組合から出産費(家族出産費)及び附加金が支給されます。

【**出産費**】子ども1人あたり原則42万円(産科医療補償制度加入の病院等で出産した場合)(基本的には、共済組合から医療機関等へ直接支払われます。直接支払いを利用しないこともできます。)

【**附加金**】子ども1人あたり4万円

手続き	<p>【<b>出産費</b>】 出産する医療機関等において手続きを行ってください。(直接支払いを利用しない場合は、人事課共済組合係へ連絡してください。)</p> <p>【<b>附加金</b>】 「出産費・附加金(家族出産費・附加金)請求書」を人事課共済組合係へ提出してください。</p>
-----	---

### 産前産後休暇中の共済組合掛金の免除【共済組合】

女性

産前産後休暇中の教職員は、共済組合の掛金・保険料が免除されます。

【**免除期間**】 産前休暇開始日の属する月から、産後休暇終了日の翌日が属する月の前月まで。

提出書類	産前産後休業期間掛金免除申請書
提出先	人事課共済組合係

### 育児休業中の共済組合掛金の免除【共済組合】

女性・男性

育児休業中の教職員は、共済組合の掛金・保険料が免除されます。

【**免除期間**】 育児休業開始日の属する月から、育児休業終了日の翌日が属する月の前月まで。

提出書類	育児休業等期間掛金免除申請書
提出先	人事課共済組合係

共済組合に関しては、こちらにお問い合わせください。

総務部人事課共済組合係

TEL:048-858-3018

FAX:048-858-3678

E-mail:kyosai@ml.saitama-u.ac.jp

## 介護

### 介護休業

女性・男性

要介護者の対象家族を介護するため、一定期間休業できる制度です。対象家族1人につき要介護状態に至るごとに、通算185日まで、3回まで分割して取得できます。

【**給与等**】 休業期間中は無給です。

【**退職手当**】 休業期間は退職手当算定期間から2分の1控除されます。

【**給付金**】 要件を満たす場合は、雇用保険から「介護休業給付金」が支給されます。(詳細はP.13を参照してください。)

提出書類	<p>介護休業申出書及び必要に応じて求められる次の書類</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 対象家族との続柄 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民票記載事項の証明書等</li> </ul> </li> <li>② 同居の事実(父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者等の場合のみ) <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民票記載事項の証明書等</li> </ul> </li> <li>③ 要介護状態の事実 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医師、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は介護福祉士が交付する証明書類等</li> </ul> </li> </ol>
------	--

提出時期 介護休業開始日から2週間前まで

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第9条—第16条、第32条—第35条、第37条—第38条

### 介護部分休業

女性・男性

要介護者の対象家族を介護するため、1日のうち一部休業をすることができる制度です。(介護休業とは別に185日まで)

【**給与等**】 休業している時間は無給です。

【**休業時間**】 1日4時間まで(1時間単位)

提出書類	介護部分休業申出書及び介護休業と同様の書類
------	-----------------------

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第17条—第20条、第35条、第38条

## 介護

### 時間外労働の免除

女性・男性

要介護者の対象家族を介護する教職員が申出た場合、時間外労働が免除される制度です。

提出書類 時間外労働制限申出書

提出時期 免除開始日の前日まで

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第24条

### 深夜業、時間外労働の制限

女性・男性

要介護者の対象家族を介護する教職員が申出た場合、①深夜(午後10時から午前5時まで)における労働、②1月24時間、1年150時間を超える時間外労働を命じられない制度です。

提出書類 深夜業制限申出書・時間外労働制限申出書

提出時期 制限開始の前日まで

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第24条、第27条

### 早出遅出労働

女性・男性

要介護者の対象家族を介護する教職員が申出た場合、1日の労働時間数を変更することなく、始業、終業時刻を変更することができる制度です。

【始業時刻、終業時刻】午前7時30分以後、午後9時30分以前

提出書類 早出遅出労働申出書

国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第31条



## 介護

### 介護休暇

女性・男性

要介護者の対象家族を介護する教職員が、介護その他の世話(介護、通院等の付添い、介護サービスの適用を受けるために必要な手続きの代行その他の必要な世話)をするために取得できる休暇です。

【期間】要介護者の対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日

提出書類 休暇簿(病気休暇・特別休暇用)又はサイボウズ休暇申請  
要介護者の状態等申出書  
必要に応じて、介護休業取得時と同様の書類

国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第10条第1項第12号

### 介護休業給付金【雇用保険】

女性・男性

対象家族を介護するため介護休業中の教職員で、下記の受給資格を満たす場合、雇用保険から介護休業給付金が支給される制度です。

【受給資格】介護休業開始日前2年間に、給与の支払いを受けた月が12月以上あること。(受給資格を満たさない場合は、共済組合員であれば共済組合から介護休業手当金が支給されます。)

【支給額】休業開始時賃金日額×支給日数×67%(上限額があります)

【支給期間】対象となる同一要介護につき介護休業開始から最長3か月

手続き 人事課から送付される必要書類により手続きを行ってください。



## 地域における子育て・介護に関する情報

### さいたま子育てWEB

さいたま市における子育てに関する制度をはじめ、地域活動情報、育児サークル、イベント等の様々な情報の提供や相談窓口などを紹介しています。

当WEBページからリンクされている「子育て応援ブック」や「子育てマップ」には、各種手続き、予防接種のスケジュール、各区の保育施設などが分かりやすく掲載されています。

▶ <http://www.saitama-kosodate.jp/>

### 小児救急電話相談(#8000)

休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらいいのか、病院の診療を受けたほうがいいのかなど判断に迷ったときに、小児科医師・看護師への電話による相談ができます。

全国同一の短縮番号「#8000」をプッシュすることにより、お住まいの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師から子どもの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

▶ <http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

【埼玉県】月～土 19:00～翌朝7:00 / 日祝 7:00～翌朝7:00

### 病児・病後児保育

子どもが病中又は病気回復期にあって、集団保育が困難な場合、病院・診療所、保育所や専用施設等で子どもを預かり、保育や看護ケアを行う事業です。

ご利用にあたって、詳細は各施設へお問い合わせください。

【さいたま市】

さいたま子育てWEB(病児保育)

▶ <http://www.saitama-kosodate.jp/shiritai/category8/2011082200552/>

対象 市内在住の ①認可保育所に通所している子 ②ナーサリールーム・家庭保育室・地域型事業所内保育施設に通所している児童のうち、市の委託による保育料軽減事業の対象となる子

【全国】

全国病児保育協議会加盟施設一覧表(社団法人全国病児保育協議会)

▶ <http://www.byoujihoiku.net/list/index.html>

### ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「育児の援助を受けたい方(依頼会員)」と「育児の援助をしたい方(提供会員)」(有償ボランティア)を会員として組織し、地域における育児を支援する相互援助の会員組織です。子どもを預かる提供会員は研修を受講しています。また、センターによっては病児・病後児の預かりに対応しているところもあります。

ご利用にあたって、詳細はお近くのセンターのHP等をご確認ください。

【さいたま市】

さいたまファミリー・サポート・センター

▶ <http://saitamafamisapo.blog.shinobi.jp/>

依頼会員の入会資格 さいたま市に在住又は在勤で小学校6年生までの子を持つ方

【さいたま市ほか(病児・病後児)】

緊急サポートセンター埼玉(病児保育・一時保育・一時預り・送迎・宿泊保育)

▶ <http://byoujihoiku.blog.shinobi.jp/>

【全国】

ファミリー・サポート・センター検索(財団法人女性労働協会)

▶ <http://www.jaaww.or.jp/research/>

サービスや地域を検索すると各都道府県内のファミリー・サポート・センター一覧とサービスの概略を知ることができます。

### 介護保険制度

介護保険制度は、居住する市区町村が制度を運営しています。65歳以上の方は、市区町村(保険者)が実施する要介護認定において介護が必要と認定された場合、いつでもサービスを受けることができます。

また、40歳から64歳までの方は、介護保険の対象となる特定疾病により介護が必要と認定された場合は、介護サービスを受けることができます。

申請・認定・給付等については、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

【さいたま市】

さいたま市WEBサイト(介護保険制度)

▶ <http://city.saitama.jp/002/003/003/001/index.html>